

要配慮者利用施設の避難確保計画 作成上の留意点等について

諫早市健康福祉部

障害福祉課

高齢介護課

避難確保計画《目次》

目次	
1 基本事項	市へ提出
(1) 計画の目的	
(2) 計画の報告	
(3) 計画の適用範囲	
(4) 施設の概況	
2 防災体制	
(1) 事前対策	
(2) 参集基準	
(3) 各班の任務と組織	
(4) 防災体制確立の判断時期及び役割分担	
3 情報収集・伝達	
(1) 情報収集	
(2) 情報伝達の内容・連絡先等	
4 避難誘導	
(1) 避難基準	
(2) 避難場所	
(3) 避難方法	
(4) 避難経路	
5 避難の確保を図るための施設の整備	
(1) 避難確保資器材等一覧	
(2) 浸水を防ぐための対策	
6 防災教育及び訓練の実施	
(1) 防災教育	
(2) 訓練	
(3) 実施時期	
7 自衛水防組織の業務に関する事項	
<hr/>	
<別紙>	施設で管理
1 防災体制一覧表	
2 施設職員緊急連絡網	
3 外部機関等への緊急連絡先一覧	
4 施設利用者緊急連絡先一覧表	
5 対応別避難誘導方法一覧表	
<別添>	
別添 「自衛水防組織活動要領」	
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」	
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」	

作成のポイント

- 避難経路図を作る
- 体制を作る
- 避難開始の判断基準を決める

避難確保計画《基本事項》

1. 基本事項

(1) 計画の目的

緊急避難者利用施設整備避難計画（以下、「計画」という。）は、**土砂災害による命の被害・土砂災害防止施設工事の欠損**の発生に基づくものであり、本施設の利用者の**浸水・土砂災害**時またはその他の恐れがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2) 計画の報告

計画を作成、又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

(3) 計画の適用範囲

この計画は、〇〇（以下、「施設」という。）に勤務する職員（以下、「施設職員」という。）及び施設の利用者及び計画に基づき避難する際に施設に滞在する者（以下、「利用客等」という。）に適用する。

(4) 施設の数

① 人数

項目	利用客（名）		施設職員（名）		
	昼間	夜間	昼間	夜間	夜間
	〇～〇	〇名	〇名	〇名	〇名
	〇	〇名	〇	〇名	〇名

② 建物

構造	施設	利用施設
鉄筋コンクリート	〇階建て	〇階

③（浸水・土砂災害）の危険性

計画地区		周辺地区
〇〇区		〇～〇区
土砂災害警戒区域指定箇所	土砂災害特別警戒区域指定箇所	
建物（浸水・火災）、駐車場	建物（火災）	

作成の手順

- ① 計画の目的、施設名を記載
- ② 計画を作成したことを市へ報告する文面を記載
- ③ 計画の適用範囲を記載
- ④ 施設の人数を記載
- ⑤ 建物の状況を記載
- ⑥ 浸水・土砂災害の危険性を記載

避難確保計画《防災体制～事前対策》

2 防災体制

(1) 事前対策

ア. 災害発生時

- 施設内の移動に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員や、ディサービスの中止等を検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	参集基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 	施設職員 全員
応急当番 職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■避難準備 	防災当番 施設職員
全職員 参集	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害警戒情報が発 表された場合 ■避難準備・高齢者等避 難開始等が発令され た場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連 絡・通報 ■避難誘導 	施設職員 全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆情報・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ提供・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象等が発生した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

作成のポイント

- 災害発生のおそれがある場合の対応をあらかじめ検討しておき、各施設職員の役割分担を再確認しておきましょう。
- 定期的に施設周辺の排水状況や避難経路の状況を点検することが重要です。
- 避難路を妨げる可能性がある障害物などがいないか確認しましょう。
- 施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないかを点検しましょう。

作成の手順

事前に行うべき対策を記載

避難確保計画《防災体制～参集基準》

2 防災体制

(1) 事前対策

ア、平常時の準備

- 施設内の移動に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ、事前の準備

- 台風接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員や、アイディアの中止等を検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 	施設職員 全員
応援当番 職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■避難準備 	防災当番 施設職員
全職員 参集	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害警戒情報が発 表された場合 ■避難準備・高齢者等避 難開始等が発令され た場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連 絡・通報 ■避難誘導 	施設職員 全員

(3) 各班の役割と分担

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆情報・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象等を見出した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

作成のポイント

- 洪水・土砂災害のおそれがあるときの参集体制及び参集基準を定めておくことが必要です。

作成の手順

- ①参集の基準を記載
- ②参集後の業務を記載
- ③対応者を記載

避難確保計画《防災体制～各班の任務と組織》

2 防災体制

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員や、ディサービスの中止等を検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 	施設職員 全員
応援当番 職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■避難準備 	防災当番 施設職員
全職員 参集	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連絡・通報 ■避難誘導 	施設職員 全員

(3) 各班の役割と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆情報・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象等が発生した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

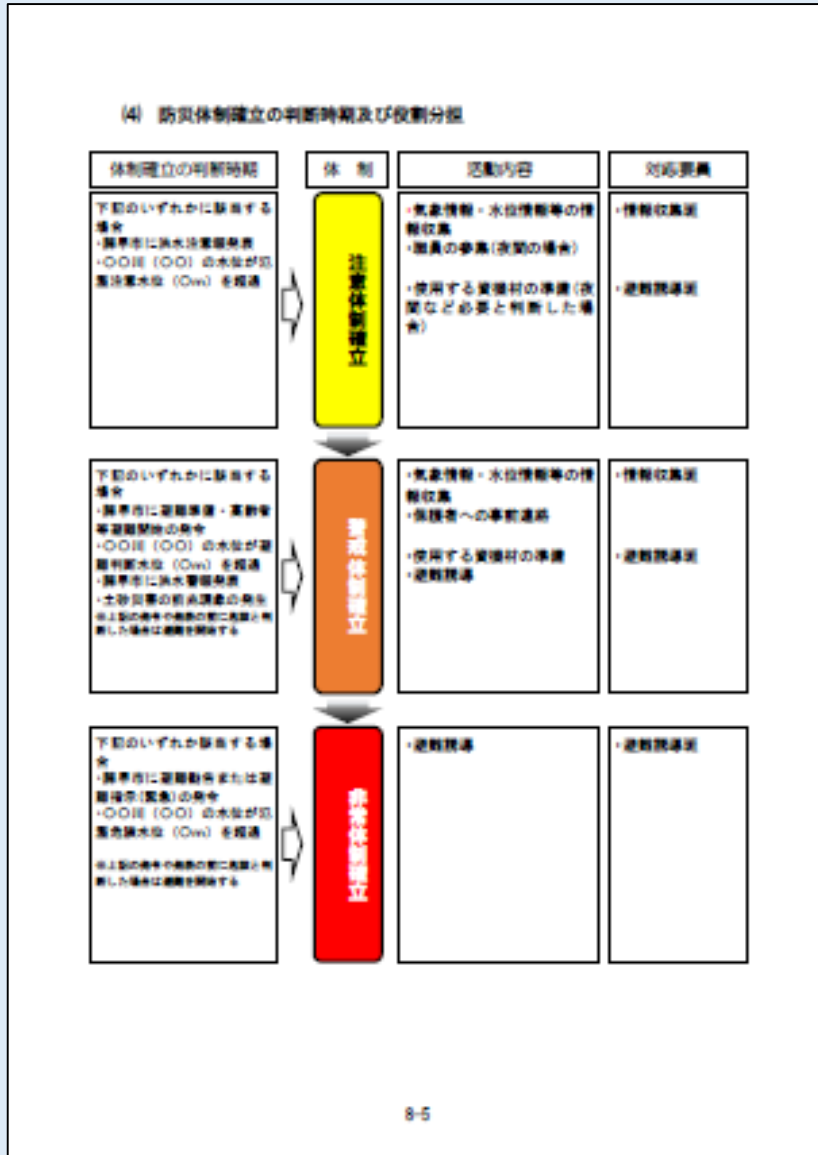
作成のポイント

- 的確な情報収集・伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にしておきましょう。

作成の手順

各班の業務内容を記載

避難確保計画 ≪ 防災体制～体制の確立の判断時期及び役割分担 ≫



作成のポイント

いつ避難すればよいかを知る・決める。

※防災体制（注意・警戒・非常）を作るために、タイミング・活動内容・対応要員を決定する。

作成の手順

- ①防災体制に切り替えるタイミングを決定
 - ・ 河川の水位情報
 - ・ 気象情報
 - ・ 市の発令する避難情報 など
- ②施設の防災体制をつくる
 - 活動内容、対応要員を決定

避難確保計画 ≪ 防災体制～体制の確立の判断時期及び役割分担 ≫

≪防災体制一覧表≫ 別紙 1

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
指揮班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 施設管理者を支援 <input type="checkbox"/> 各班へ必要な事項を指示
	班員 () 名	
	⋮	
	⋮	
情報収集班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	⋮	
	⋮	
避難誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	⋮	
	⋮	

8-14

作成のポイント

- 責任者が不在の場合は？
- 決めていた担当者が不在の場合は？
- 必要な業務を実施できる人員を確保しておきましょう。

作成の手順

- ①各要因の役割に適した担当者を決める
- ②各班に必要な人員を決める
- ③利用者・施設職員数、移動手段との「避難誘導方法」の整合を図る
- ④任務を記載する

避難確保計画 ≪ 情報収集・伝達～情報収集 ≫

3. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとし、職員間で情報を共有する。

収集する情報	収集方法	職員間の共有方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 気象庁HP http://www.jma.go.jp	メール等
洪水予報・ 河川水位	インターネット 「川の防災情報」〇〇川の水位到達情報発表状況 「川の防災情報」〇〇川の水位観測所の水位 気象庁HPの洪水予報のサイト	メール等
土砂災害 警戒情報	防災無線、防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット	メール等
市が緊急する 避難情報	防災無線、防災メール、テレビ、ラジオ	メール等
前兆現象	口頭等（把握できる限り）	メール等
被害情報	口頭等（把握できる限り）	メール等

(2) 情報伝達の内容・連絡先等

- ① 「別紙2 施設内緊急連絡網」、館内放送、館内掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を利用者等及び施設職員で共有する。
- ② 「別紙3 外部機関等の緊急連絡先一覧表」を用いて、必要な外部機関へ連絡する。
- ③ 前兆現象等の情報は、下記のとおり速やかに報告先に伝達する。

報告対象情報	伝達手段	報告先
前兆現象	FAX	市役所（防災担当）、消防等
被害情報	FAX	市役所（防災担当）、消防等
避難の開始	FAX	市役所（福祉担当、防災担当）、消防等
避難の状況	FAX	市役所（福祉担当、防災担当）、消防等

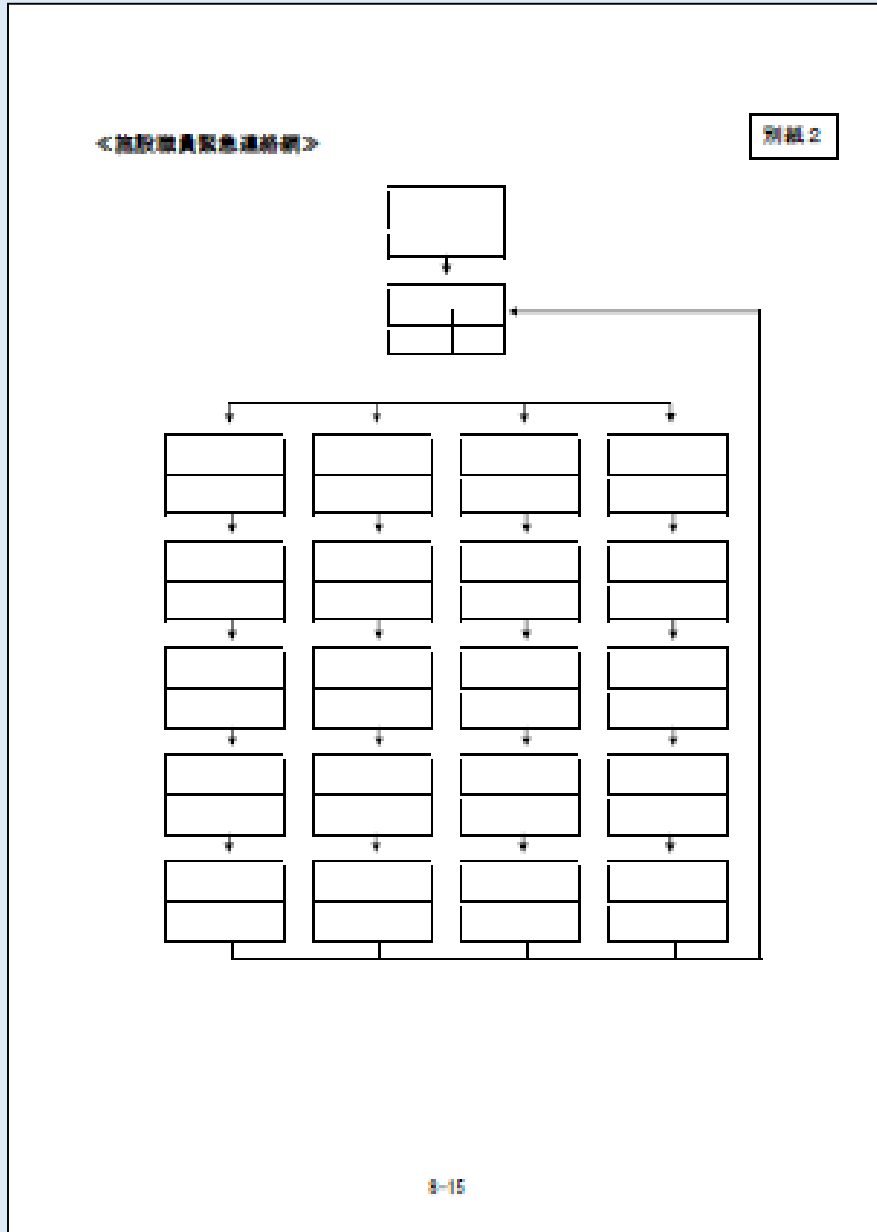
作成のポイント

- 誰が、どうやって、何を収集するのかを決める。

作成の手順

- ① 防災情報の収集方法を決定する
- ② 緊急連絡網、外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成
- ③ 情報伝達経路を作成する

避難確保計画 ≪ 情報収集・伝達～施設職員緊急連絡網 ≫



作成のポイント

- 連絡先は定期的に更新する。
- 上段に「氏名」、下段に「連絡先（電話番号）」を入れてください。

作成の手順

施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

避難確保計画《避難誘導～避難基準》

4 避難誘導
 避難時の避難誘導は、次のとおり行う。

① 避難基準
 ア、市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断
 次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。
 ■避難準備・高齢者等避難開始
 ■〇〇川(〇〇)の水位が避難判断水位(〇m)を超過
 ■狭小市に洪水警報発表
 イ、前兆現象等による判断
 次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。
 (土砂災害の前兆現象)
 ・がけの表面に水が流れ出す。 ・がけから水が噴き出す。
 ・小石がバラバラと落ちる。 ・がけからの水が湧りだす。
 ・がけの樹木が傾く。 ・樹木の枝が折れる音がする。
 ・斜面が膨らみだす。 ・地鳴りがする。

② 避難場所
 避難時は、下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に避難する。いずれも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所①	〇〇避難場所	()m	□徒歩 □車両(〇)台
避難場所②	〇〇避難場所	()m	□徒歩 □車両(〇)台
屋内安全確保	施設〇階〇室	〇階→〇階	

作成のポイント

的確に避難開始の判断を行うためには、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考に、具体的に避難基準を定めておくことが最も重要です。

作成の手順

避難開始の判断を行う基準を作成する。

避難確保計画 ≪ 避難誘導～避難場所 ≫

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア、市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断
次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

- 避難誘導・高齢者等避難開始
- 〇〇川(〇〇)の水位が避難判断水位(〇m)を超過
- 速早市に洪水警報発表

イ、前兆現象等による判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。

(土砂災害の前兆現象)

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がバラバラと落ちる。
- ・がけからの水が濁り出す。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の枝が切れる音がある。
- ・斜面が膨らみ出す。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は、下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に避難する。いずれも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所①	〇〇避難場所	() =	□徒歩 □車両(〇)台
避難場所②	〇〇避難場所	() =	□徒歩 □車両(〇)台
屋内安全確保	施設〇階〇室	〇階→〇階	

作成のポイント

避難場所決定に関する基本的な考え方

- ①危険な場所から離れることが原則
- ②近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難
- ③施設建物内において、より安全な場所等への垂直避難

作成の手順

- ①避難場所を決定する
- ②避難経路図を参考に、移動距離を記載する
- ③対応別避難誘導方法一覧表を参考に、移動手段を記載する

避難確保計画《避難誘導～避難方法》

4 避難方法
避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。
これより、(場所)へ、(移動手段)により、避難を開始します。

ア. 避難場所への避難の場合

- ・避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者〇名、施設職員〇名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設〇階〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

5 避難経路
避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

ア. 避難場所への避難の場合

- ・避難場所までの移動は、〇〇道路経由とする。(別添経路図のとおり)

イ. 施設内避難の場合

- ・施設内の避難経路は、エレベータ及び中央階段を使用する。(別添経路図のとおり)
- ・エレベータは停電時等には停止することに留意する。

作成のポイント

避難前、避難時、避難完了時に誰が何を行うかを決めておく。

作成の手順

- ①避難前に行うべきことを記載する
- ②避難時に行うべきことを記載する
- ③避難完了時に行うべきことを記載する

避難確保計画 ≪ 避難経路～浸水想定区域 ≫



8-9

作成のポイント

- 施設周辺の浸水危険性を確認する。
- どこに避難すればよいか確認する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ①浸水想定区域図を用意する。
- ②マップ上の施設を探し、印をつける。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

避難確保計画 ≪ 避難経路～土砂災害警戒区域 ≫

避難経路図



作成のポイント

- 施設周辺の土砂災害の危険性を確認する。
- どこに避難すればよいか確認する。（避難場所・避難経路）

作成の手順

- ①土砂災害ハザードマップを用意する。
- ②マップ上の施設を探し、印をつける。
- ③施設周辺の土砂災害警戒区域を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る

避難確保計画《施設の整備》

5 避難の確保を図るための施設の整備

(1) 避難確保資材等一覧

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資材等については、以下に示すとおりである。これらの資材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> フロッピー <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 中継機 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 中継機 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり3日分） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり3日分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 ※大規模災害時は、1週間分
清掃等	<input type="checkbox"/> おむつ・おしひらき
消毒等	<input type="checkbox"/> 消毒液
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしひらき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> フェットディッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> く（ ）

(2) 浸水を防ぐための対策

浸水を防ぐための対策については、以下に示すとおりとする。

浸水を防ぐための対策	
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

8-10

作成のポイント

- 利用者の命を守るための備蓄品を決める。
- 浸水を防ぐための対策を決める。

作成の手順

- ①情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なものを整理する。
- ②避難所等への避難後に必要なものを整理する。
- ③水害時に活用できる状態にあるか、確認する。
- ④浸水を防ぐための対策を記載する。

避難確保計画《防災教育及び訓練の実施》

6 防災教育及び訓練の実施

① 防災教育

施設管理者は、**洪水・土砂災害**の危険性や前兆現象等、避難に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性の理解促進に努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

<主な内容>

- 洪水時の気象状況について、土砂災害の前兆現象について
- 情報収集及び伝達体制
- 避難判断・誘導
- 計画の周知

② 訓練

利用者等を対象に、(洪水・土砂災害)に対する避難確保計画の内容を把握するため、原則、研修と一体的に実施することを基本とする。

<主な内容>

- 情報収集及び伝達
- 避難判断
- 誘導

③ 実施時期

訓練は、次の年間計画に基づき、出水期前に行うとともに、年間〇回行う。
※年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、実施する。

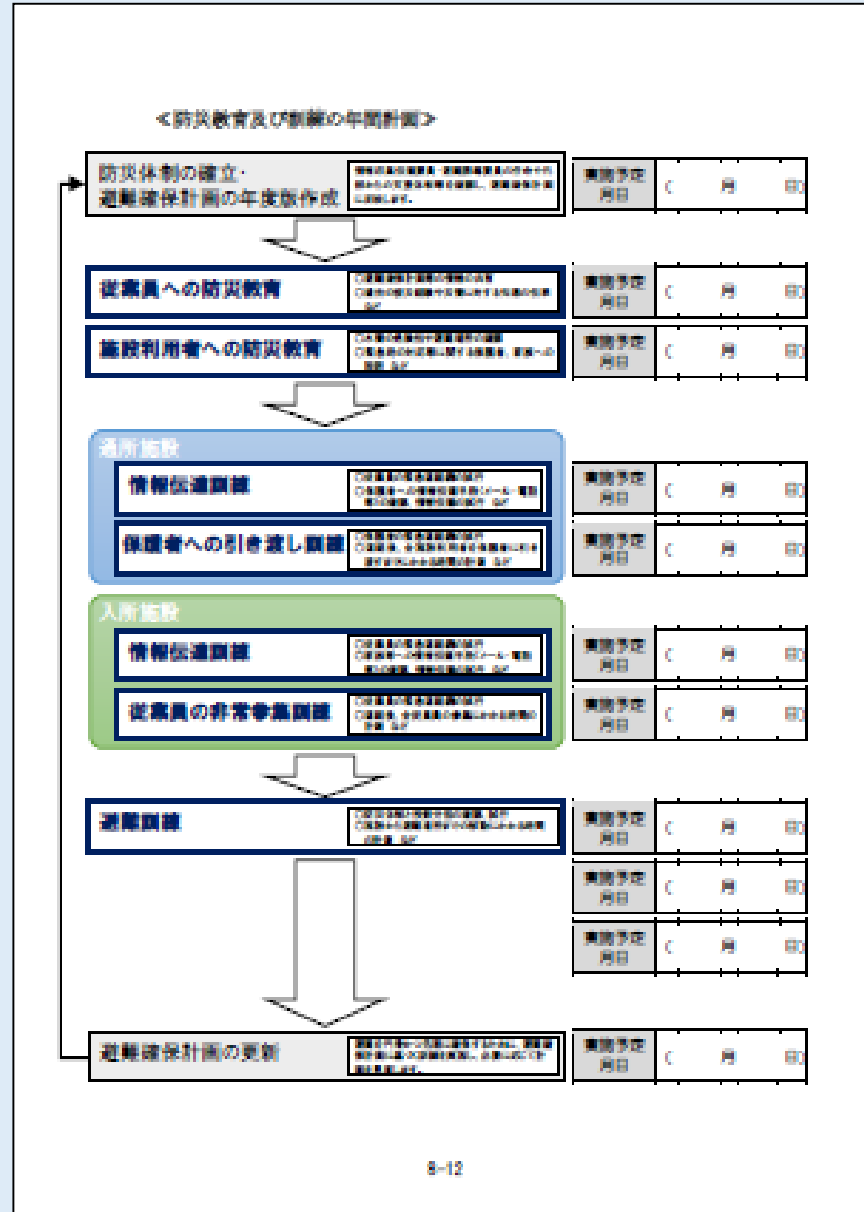
作成のポイント

教育・訓練内容を決めて実施日を記入する。

作成の手順

- ①防災教育内容、時期を決定する
- ②訓練内容、時期を決定する

避難確保計画《防災教育及び訓練の実施》



作成のポイント

他の訓練や教育を考慮する

作成の手順

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

避難確保計画「自衛水防組織」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

7 自衛水防組織の業務に関する事項 ※設置した場合に記載（任意設置）

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う前従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織したとき、又は変更したときは、水防法第15条の3第2項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を市町へ報告する。

作成のポイント

- 水害による被害を最小限に抑えるため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が**努力義務**となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の構成）

第1条 管理権限者は、洪水等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を構成するものとする。

2 自衛水防組織には、総括管理者を置く。

- (1) 総括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 総括管理者は、洪水等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、総括管理者の代行者を定め、当該代行者に別添「総括管理者の任務を代行するための必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、副を置く。

- (1) 副は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各別に副長を置く。
- (2) 各級の任務は、別添1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（集会所、会議室等を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各級の副長を自衛水防組織の中心として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織構成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が存在する施設にあって、休日・夜間に在籍する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参加も考慮して組織構成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や従業員等の非常参加計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の設備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な設備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の設備品は、別添2「自衛水防組織設備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の設備品については、総括管理者が防災センターに保管し、必要な事項を行うとともに維持管理を監督管理し、常時使用できる状態を維持管理する。

（自衛水防組織の報告）

第4条 自衛水防組織の各副は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

8-19

別表1 「自衛水防組織の構成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者（ ）（代行者）

	収蔵及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（ ）名	
	・	
	・	
総括 誘導班	班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の準備 <input type="checkbox"/> 口未避難者、要救助者の確認
	班員（ ）名	
	・	
	・	

別表2 「自衛水防組織設備品リスト」

任務	設備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照度器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内板等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用防災無線 携帯用ライフジャケット 懐光塗料

8-20

作成の手順

- ①別添、別表1, 2を活用し、組織を設置する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。
- ③設置したことを市に報告する。

避難確保計画の市への提出について

- 避難確保計画のうち、「1 基本事項」から「6 防災教育及び訓練の実施」までは、作成後に市（福祉担当）へ提出が必要です。
- また、「7 自衛水防組織の業務に関する事項」は、自衛水防組織（設置は任意）を設置する場合に、市（福祉担当）へ提出が必要です。
- 別紙1～5は必ず作成し、別添、別表1、別表2は自衛水防組織を設置する場合に作成のうえ、それぞれの施設で管理してください。
- **提出期限は、2019年5月31日（金）です。**